



2022年2月28日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 石黒 武
(コード番号 5471 東、名証第1部)
問合せ先 総務部長 鈴木 英男
(TEL. 052-963-7501)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および代表取締役等の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月下旬に開催予定の当社第98期定時株主総会の承認を条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議するとともに、同定時株主総会において本件にもなう定款の一部変更について付議することを決定いたしました。

また、代表取締役およびその他役員の異動について決定しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより強化する等、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に図るとともに、経営に関する意思決定の迅速化を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2022年6月下旬に開催予定の当社第98期定時株主総会において、必要な定款変更の議案についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

ア. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

イ. 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月下旬(当社定時株主総会開催日)
定款変更の効力発生日 (同上)

3. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

当社の持続的な成長と変革による更なる企業価値の向上を目指し、経営体制の一層の強化・充実を図るため、代表取締役の異動を行なうことといたしました。

(2) 異動の内容 (2022年4月1日)

代表取締役副社長	<small>しみず</small> 清水	<small>てつや</small> 哲也	(現 取締役常務執行役員)
代表取締役副社長	<small>としみつ</small> 利光	<small>かずひろ</small> 一浩	(現 取締役常務執行役員)

(3) 新任代表取締役の略歴等

氏名	<small>しみず</small> 清水	<small>てつや</small> 哲也
生年月日	1962年11月7日	
所有株式数	1,800株	
略歴	1985年3月	名古屋大学工学部金属鉄鋼学科卒業
	1985年4月	当社入社
	2008年7月	当社研究開発本部特殊鋼研究所先進材料研究部長
	2010年6月	当社研究開発本部特殊鋼研究所長
	2014年10月	当社鍛造製品本部マテリアルソリューション部長
	2016年6月	当社執行役員マテリアルソリューション部長
	2017年4月	当社執行役員技術開発研究所長
	2019年4月	当社執行役員経営企画部長
	2020年4月	当社常務執行役員経営企画部長
	2020年6月	当社取締役常務執行役員経営企画部長
	2021年6月	当社取締役常務執行役員機能製品事業部長 (現職)
氏名	<small>としみつ</small> 利光	<small>かずひろ</small> 一浩
生年月日	1962年8月24日	
所有株式数	1,600株	
略歴	1985年3月	南山大学法学部法律学科卒業
	1985年4月	当社入社
	2009年6月	当社ステンレス・工具鋼事業部ステンレス鋼営業部長
	2012年4月	当社特殊鋼製品本部特殊鋼棒線事業部名古屋営業部長
	2015年6月	当社自動車ビジネスユニット名古屋営業部長
	2017年4月	当社執行役員関連事業部長
	2019年4月	当社執行役員総務部長
	2020年4月	当社常務執行役員総務部長
	2020年6月	当社取締役常務執行役員 (現職)

(4) 異動後の取締役体制 (2022年4月1日)

役職	氏名
代表取締役会長	嶋尾 正 <small>しま お ただし</small>
代表取締役社長	石黒 武 <small>いしぐろ たけし</small>
代表取締役副社長	西村 司 <small>にしむら つかさ</small>
代表取締役副社長	清水 哲也 <small>しみず てつや</small>
代表取締役副社長	利光 一浩 <small>としみつ かずひろ</small>
取締役	山下 敏明 <small>やました としあき</small>
取締役	梶田 聡仁 <small>かじた あきひと</small>
取締役 (社外取締役)	相馬 秀次 <small>そうま しゅうじ</small>
取締役 (社外取締役)	山本 良一 <small>やまもと りょういち</small>
取締役 (社外取締役)	神保 睦子 <small>じんぼ むつこ</small>

4. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事 (2022年6月下旬)

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

新役職	氏名	現役職
代表取締役会長	嶋尾 正 <small>しま お ただし</small>	代表取締役会長
代表取締役社長	石黒 武 <small>いしぐろ たけし</small>	代表取締役社長
代表取締役副社長	西村 司 <small>にしむら つかさ</small>	代表取締役副社長
代表取締役副社長	清水 哲也 <small>しみず てつや</small>	取締役
代表取締役副社長	利光 一浩 <small>としみつ かずひろ</small>	取締役
取締役	山下 敏明 <small>やました としあき</small>	取締役
取締役	梶田 聡仁 <small>かじた あきひと</small>	取締役
取締役 (社外取締役)	相馬 秀次 <small>そうま しゅうじ</small>	取締役 (社外取締役)
取締役 (社外取締役)	山本 良一 <small>やまもと りょういち</small>	取締役 (社外取締役)
取締役 (社外取締役)	神保 睦子 <small>じんぼ むつこ</small>	取締役 (社外取締役)

(2) 監査等委員である取締役候補者

新役職	氏名	現役職
取締役監査等委員	志村 進 <small>しむら すずむ</small>	常勤監査役
取締役監査等委員 (社外取締役)	水谷 清 <small>みずたに きよし</small>	常勤監査役 (社外監査役)
取締役監査等委員 (社外取締役)	松尾 憲治 <small>まつお けんじ</small>	監査役 (社外監査役)

5. 執行役員の異動

(1) 新任 (2022年4月1日)

執行役員	林 康一	(現 当社素形材・工具鋼事業部工具鋼海外営業部長)
執行役員	渡辺 剛	(現 当社鋼材生産本部星崎工場長)

(2) 退任 (2022年6月下旬)

常務執行役員	松井 宏司	(大同テクニカ株式会社 代表取締役社長就任予定)
--------	-------	--------------------------

(3) 異動後の執行役員体制

ア. 2022年4月1日

役職	氏名	
社長執行役員	石黒 武	*
副社長執行役員	西村 司	*
副社長執行役員	清水 哲也	*
副社長執行役員	利光 一浩	*
常務執行役員	神谷 祐司	
常務執行役員	竹鶴 隆昭	
常務執行役員	松井 宏司	
常務執行役員	山下 敏明	*
常務執行役員	梶田 聡仁	*
常務執行役員	野口 祐二	
常務執行役員	鹿嶋 忠幸	
常務執行役員	岩田 龍司	
執行役員	石濱 辰哉	
執行役員	杉江 郁夫	
執行役員	広瀬 尚史	
執行役員	中島 智之	
執行役員	温品 昌泰	
執行役員	丹羽 哲也	
執行役員	松尾 宗義	
執行役員	永谷 哲洋	
執行役員	林 康一	
執行役員	渡辺 剛	

*は、取締役を兼務している者です。

イ. 2022年6月下旬

役職	氏名
社長執行役員	石黒 武 <small>いしぐろ たけし</small> *
副社長執行役員	西村 司 <small>にしむら つかさ</small> *
副社長執行役員	清水 哲也 <small>しみず てつや</small> *
副社長執行役員	利光 一浩 <small>としみつ かずひろ</small> *
常務執行役員	神谷 祐司 <small>かみや ゆうじ</small>
常務執行役員	竹鶴 隆昭 <small>たけつる たかあき</small>
常務執行役員	山下 敏明 <small>やました としあき</small> *
常務執行役員	梶田 聡仁 <small>かじた あきひと</small> *
常務執行役員	野口 祐二 <small>のぐち ゆうじ</small>
常務執行役員	鹿嶋 忠幸 <small>かしま ただゆき</small>
常務執行役員	岩田 龍司 <small>いわた たつし</small>
執行役員	石濱 辰哉 <small>いしはま たつや</small>
執行役員	杉江 郁夫 <small>すぎえ いくお</small>
執行役員	広瀬 尚史 <small>ひろせ ひさし</small>
執行役員	中島 智之 <small>なかしま ともゆき</small>
執行役員	温品 昌泰 <small>ぬくしな まさやす</small>
執行役員	丹羽 哲也 <small>に わ てつや</small>
執行役員	松尾 宗義 <small>まつお むねよし</small>
執行役員	永谷 哲洋 <small>ながたに あきひろ</small>
執行役員	林 康一 <small>はやし こういち</small>
執行役員	渡辺 剛 <small>わたなべ たけし</small>

*は、取締役を兼務している者です。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示す。)

現 行	変 更 案
定 款	定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> (新設) 4 会計監査人 第5条 (省略)	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。 1 取締役会 (削除) (削除) 2 <u>監査等委員会</u> 3 会計監査人 第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条～第12条 (省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第13条～第19条 (省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第13条～第19条 (現行どおり)
第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(削除) (電子提供措置等) 第 20 条 ①当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第21条～第22条 (省略)	第21条～第22条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の数) 第 23 条 当社に <u>取締役15名以内を置く</u> 。 (新設)	(取締役の数) 第 23 条 ①当社の <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>15名以内とする</u> 。
(取締役の選任) 第 24 条 ①取締役は、株主総会においてこれを選任する。 ②、③ (省略)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする</u> 。 (取締役の選任) 第 24 条 ①取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する</u> 。 ②、③ (現行どおり)

(下線は変更部分を示す。)

現 行	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 25 条 ①取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第 25 条 ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は欠員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>③監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第 26 条 ①当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>② (省略) 第 27 条 (省略) (取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>② (現行どおり) 第 27 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役会の招集者) 第 29 条 ①取締役会の招集は、社長がこれに当る。</p>	<p>(取締役会の招集者) 第 29 条 ①取締役会の招集は、<u>法令に別段の定めある場合を除き</u>、社長がこれに当る。</p>
<p>② (省略) (取締役会の招集通知) 第 30 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p>	<p>② (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 30 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 31 条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定に基づき</u>、取締役に対し、決議をもって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を委任することができる。</p>
<p>第 31 条 (省略) (取締役会の議事録) 第 32 条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>第 32 条 (現行第31条どおり) (取締役会の議事録) 第 33 条 ①取締役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>② (省略) (新設)</p>	<p>② (現行どおり) (取締役会規則) 第 34 条 取締役会に関する事項は、<u>法令又は本定款の外、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第 33 条 (省略)</p>	<p>第 35 条 (現行第33条どおり)</p>

(下線は変更部分を示す。)

現 行	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第 34 条 ① (省略) ②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 36 条 ① (省略) ②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の数)</p>	
<p>第 35 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 36 条 ①監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p>	
<p>②監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 37 条 ①監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤監査役)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 38 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第 40 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p>	
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 41 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 42 条 監査役会の議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>第 43 条 ①当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
<p>②当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	

(下線は変更部分を示す。)

現 行	変 更 案
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
(新設)	<u>第 37 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対してこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
第 6 章 会計監査人	<u>第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の外、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第44条～第45条 (省略)	第39条～第40条 (現行第44条～第45条どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第46条～第50条 (省略)	第41条～第45条 (現行第46条～第50条どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>第1条 当社は、第98期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	<u>第2条 ①変更前定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第20条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u>
(新設)	②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第20条はなお効力を有する。
(新設)	③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上